

「旧優生保護法下での人権侵害」

2018年04月09日

旧優生保護法下で強制不妊手術を受けた人たちが、国に謝罪と損害賠償を請求する裁判を起しているという新聞、テレビなどでしばしば報道されている。この問題について、岩波の月刊誌『世界』の4月号に、弁護士の新里宏二氏とフリーライターの大橋由香子氏が詳細に報告している。優生思想と聞けば、ドイツの「断種法」を連想する。1933年、断種法が制定され、20万～35万人の精神、身体障害者たちが強制的に断種手術された。ナチズムは、これをエスカレートし、障害者、同性愛者、働かない人（ニート）、そして、劣等民族と見なすユダヤ人、ロマ人なども殺害していった。その数は一千万人にも及ぶと言われている。社会的に弱者とされている者は死ねという狂気である。

日本では、1941年に「国民優生法」が公布され、遺伝性精神病患者とされた500人くらいの人々が断種手術を受けた。戦後の1948年に「優生保護法」が「国民優生法」の延長線上で制定された。この法は、戦後の食糧不足も背景にあった。「先天性の遺伝病者の出生を抑制することが、国民の急速なる増加を防ぐ上からも、亦民族の逆淘汰を防止する点からいっても、極めて必要である（第二回通常国会参議院厚生委員会議事録13号）」との理由で制定されている。同法第1条は「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」と、不良な子どもを産まない優生上の見地を目的にし、母体保護と人口政策のためと規定している。

第3条は、「該当する者に対して本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる」と、本人の同意が求められている。第3条にはハンセン病も含まれていた。同意とは名ばかりで、強要、強制が多かったことは証言から明らかである。第4条の「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認める」とされた。遺伝性疾患を持つ人と、第12条の非遺伝性の精神疾患者は、保護者の同意を要件としているが、優生保護審査会で適当と認められた場合は、本人の同意なしに、優生手術を行うことができると定めた。本人の同意によらない第4条、第12条に基づいて行われた不妊手術は、全国で16,475件にも及んでいる。国に謝罪と賠償を求めて、裁判を起している人々はもちろん、同意なしに手術をされた人々である。

差別に立脚した優生保護法は、1996年、らい予防法が廃止された8ヶ月後に、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想の条項が削除され、「母性の生命健康を保護する」という条項を持つ「母体保護法」に変えられた。

十代の女性たちが「遺伝性精神薄弱」という診断名を受けて、病院に連れて行かれ、何のことも分からずに手術を受けた。後に、激しい腹痛や生理痛などで苦しんでいる。結婚話が出て、不妊手術を受けているという理由でまともになかったとか、結婚後、不妊であることが分かり、離婚させられたとか、人生で受けた精神的苦悩と肉体的苦痛は計り知れない。失われたものは取り返しがつかない。また、記録が少ないために裁判は難航しそうであるが、一方的に人生を奪われた人々への国の謝罪と補償は欠かせないと思う。

2016年に知的障害者施設「津久井やまゆり園」で、入所者17名を殺害し、職員にも重軽傷を負わせた戦慄するような事件が起こった。容疑者は、障害者は生きる価値がない、本人も家族も苦しめるだけだと言っていた。優生思想は心の中で受け継がれ、時として、噴出する。近くに障害者施設ができると聞くと、住民たちは反対運動を起こすという話を耳にする。沖縄県民を「土人」と言い、増えてきている嫌韓嫌中のヘイトスピーチは、その現れではないか。